Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

2006年12月28日 全4頁

エンジェル税制の拡充

制度調査部 鳥毛 拓馬

2007年度税制改正シリーズ

【要約】

与党税制改正協議会は、12月14日、「平成19年度税制改正大綱」を公表した。

大綱では、ベンチャー企業に対する資金供給を促進するエンジェル税制についても盛り込まれた。

エンジェル税制は、1997 年度に創設されたものであるが、9 年間累計で対象とされた会社は83 社のみであり、投資額も約28 億円となっている(2006 年3月31日時点)。経済産業省によると、ベンチャー投資の盛んなイギリスの約800億円の約40分の1にとどまっているとのことである。

本稿では、エンジェル税制の仕組みについて整理したうえで、2007 年度税制改正大綱に盛り込まれた内容についてまとめる。

. 現行のエンジェル税制の概要

1.エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、個人投資家(エンジェル)からベンチャー企業への投資を促進するために設けられた税制優遇措置の総称である。

エンジェル税制においては、ベンチャー企業などの一定の中小企業が発行する株式(以下、特定中小会社株式)への投資に対して、 投資時点での投資金額の控除、 株式譲渡益が発生した場合の圧縮課税(1/2)、 株式譲渡損が発生した場合の繰越控除、といった優遇制度が設けられている。以下では、これらを順に整理する。

2.投資時点での投資金額の控除

エンジェル税制では、投資時点の優遇措置として、特定中小会社株式を 2003 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した場合は、その取得価額を、その年の株式等の譲渡所得等から控除することができる。特定中小会社株式に投資した金額だけ、同一年度の株式等の譲渡所得等を圧縮することができ、税金が少なくなるということである。

なお、特定中小会社株式への投資金額を譲渡所得等から控除する場合には、特定中小会社株式の譲渡所得等の 1/2 課税や譲渡損失の繰越控除の適用を受ける前の譲渡所得等が対象になる。

株式等の譲渡所得等の中に、1/2 課税の対象となる特定中小会社株式の譲渡所得等および上場株式等の譲渡所得等がある場合には、特定中小会社株式の投資金額は、特定中小会社株式の譲渡所得等、 - 上場株式等の譲渡所得等、 それ以外の株式等の譲渡所得等、の順序で控除される。

3.株式譲渡益が発生した場合

2000 年 4 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日までの間に一定の払込みにより取得した特定中小会社株式 を譲渡日までに 3 年超保有し、公開前1に合併等によりその特定中小会社以外の者に売却した場合 または公開後3年以内に売却した場合には、譲渡益が1/2に圧縮され、申告分離課税の対象になる。

4.株式譲渡損が発生した場合

特定中小会社株式を上場日の前日までに譲渡した場合に生じた譲渡損失は、その年に発生した他の株式等の譲渡益から控除しきれない場合、翌年以降最長3年間繰越すことができる。この特例の対象となるのは、1997年6月5日以後に払込みにより取得した特定中小会社株式である。

また、特定中小会社株式の上場日の前日までに、発行会社が解散(合併による解散は除く)しその 清算が結了する、あるいは、発行会社が破産手続開始の決定を受ける、などにより株式としての価 値を失った場合(株式価値喪失)も、特定中小会社株式の譲渡による損失とみなされる。

したがって、この場合もその年に発生した他の株式等の譲渡益から控除され、控除しきれない部分 については、翌年以降最長3年間繰越すことができる。

.税制改正大綱の内容

1.「特定中小会社」の要件緩和

エンジェル税制の対象となる特定中小会社とは、中小会社のうち、次ページの ~ のいずれかの要件を充たす株式会社のことをいう。特定中小会社が発行する株式を取得などした場合に、エンジェル税制の適用対象となる。

2007年度税制改正大綱では、エンジェル税制の対象となる特定中小会社を設立 10年以内の中小・未上場会社などに限っている現行の要件を緩和し、対象会社を大幅に増やすこととしている。次世代を支える企業の育成を支援することを目的としているものと思われる。

¹株式公開前に売却した時は、次の要件を満たす必要がある。

[・]当該株式の買付けについて、発行会社がエンジェル税制の適用申請者に対して買付内容等を記載した通知書を交付していること。

[・]専門業者(公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人、銀行、証券業者、信託会社)が買付価格の参考となる額の算定を行っていること。

現行の特定中小会社の要件

設立日以後 5 年を経過していない法人で、前事業年度において試験研究費その他の費用が収入金額の3%超であり、外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の1/6以上取り入れている法人であることなど一定の要件を充たす株式会社(設立日以後10年を経過していない法人にあっては5%超)

設立日以後1年を経過していない法人で、常勤の研究者が2人以上であり、その研究者数が常勤役職員の合計数の10%以上であり、外部からの投資を投資時点で発行済株式総数の1/6以上取り入れている法人であることなど一定の要件を充たす株式会社

設立日以後10年を経過していない法人で、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される株式会社、または、証券業協会が定める規則において、事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社(グリーンシート・エマージング区分)

地域再生法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を充たす株式会社

は 2004 年 4 月 1 日以後に、 は 2005 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した株式について適用 される。

具体的な緩和された要件は以下のとおりである。

- (1) エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者(以下「特定新規中小企業者」という。)の要件について、以下のとおり緩和する。
 - イ 設立後 1 年未満の中小企業について、現行の研究者数の要件²を満たさない企業であっても、 開発者数の要件(常勤の開発者が 2 人以上で常勤の役員及び従業員の合計の 10%以上であること。口において同じ。)を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。
 - ロ 設立後1年以上2年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件《八において同じ。) を満たさない企業であっても、開発者数の要件を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象と する。
 - ハ 設立後2年以上5年未満の中小企業について、現行の試験研究費等の要件を満たさない企業であっても、売上高成長率(売上高成長率とは、前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。)の要件(売上高成長率が25%以上であること)を満たす場合には、特定新規中小企業者の対象とする。
- (2) 地域再生法に規定する特定地域再生事業会社の従業員数の要件(現行常時雇用者数 20 人以上) を 10 人以上に緩和する。



² 常勤の研究者が2人以上で常勤の役員及び従業員の合計の10%以上であること。

³ 売上高に対する試験研究費等の割合が3%以上であること。

追加された要件

設立経過年数	現行	追加	
1 年未満	研究者が 2 人以上かつ全従業員等の 10%以上		
1年以上2年未満		↑ 開発者⁴が2人以上かつ全従業員等の 10%以上 │	
2年以上5年未満	試験研究費等が売上高の 3%以上	売上高成長率 25%以上	

(経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成)

適用要件緩和の背景には、適用要件が厳格なため、9年間で83社しか対象に認定されなかったこと、また、売上高に対する試験研究費比率等を明らかにするための書類準備などに労力がかかり事務手続きが煩わしかったことが背景にあるものと考えられる。要件の緩和により、サービス業等を行うベンチャー企業がエンジェル税制の対象になり、支援対象が拡大することになると思われる。

2.事前確認制度の導入

大綱では、対象となる特定新規中小企業者の確認手続の合理化も図られている。すなわち、エンジェル税制の対象となる特定新規中小企業者についての確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加するとしている。

事前確認制度の導入により、投資家に対し事前に情報を提供し、ベンチャー企業自身が広く投資を呼び込むことが可能となり、また、エンジェル投資家の拡大に資するものと思われる。

3.1/2課税の特例延長

大綱では、株式譲渡益に対する 1/2 課税の特例(前記 . 3)の適用期限を 2 年間延長し、2009 年 3 月 31 日までの間に一定の払込みにより取得した場合に特例を適用するとしている。これにより、リスクの高いベンチャー企業投資へのインセンティブが継続することになるものと思われる。

エンジェル税制の国際比較(参考)

エンフェルル的の目标に収(ショ)				
	アメリカ	イギリス	フランス	
投資時点	・投資額を他の株式譲渡益	・投資額の 20%を所得税額から控除	・投資額の 25%を所得税額から	
	から控除(繰延)	・投資額を他の株式譲渡益	控除	
		から控除(繰延)		
譲渡益	・5 年以上保有で譲渡益	・3 年以上保有で譲渡益非課税	・8 年以上保有で譲渡益非課税	
	1/2非課税			
譲渡損	・他の所得と損益通算可能	・他の所得と損益通算可能	・他の所得と損益通算可能	
	・繰越控除期間は無期限	・繰越控除期間は無期限	・繰越控除期間は5年	

(出所)経済産業省資料

⁴ 商品・サービス等の企画・開発者、マーケティング担当者等。